

令和2年4月吉日

居宅介護支援事業所
高齢者支援センター 各位

町田市ケアマネジャー連絡会
会長 齋藤 秀和

【介護保険最新情報 Vol. 809 問2 及び Vol. 813 問3 に対する町田市ケアマネジャー連絡会としての考え方】

都道府県等からの休業要請を受けていない場合の電話による安否確認及び療養環境確認について、介護報酬を算定する場合は、適切なケアマネジメントのもと以下に留意すること。

- ① 居宅介護支援事業所及び通所系サービス事業所の双方が、電話による安否確認及び療養環境確認の必要性を確認していること。
- ② 感染拡大防止に資する「臨時的取扱い」であることを理解し、利用者及び家族の意向確認ができていること。
- ③ 上記について、居宅介護支援事業所及び通所系サービス事業所の双方で支援経過記録に残すこと。

【電話による安否確認及び療養環境確認を行う際のプロセス例】

- ① 【通所】感染拡大防止のため、サービスの提供方法の変更を決定する。
- ② 【通所】①について、担当ケアマネジャーへ報告のうえ、電話による安否確認及び療養環境確認の要否を協議する。
- ③ 【通所】②の結果、電話による安否確認及び療養環境確認が必要と判断された場合は、利用者及び家族へ、事業所でのサービス提供に替えて電話による安否確認及び療養環境確認※を希望するか否かを確認する。
- ④ 【通所】利用者及び家族が電話による安否確認及び療養環境確認を希望する場合には、以下について利用者及び家族へ説明を行い、理解を得る。
 - (1) 感染拡大防止に資する「臨時的取扱い」であること
 - (2) 利用者負担（最短の単位数で請求）が発生すること
 - (3) 担当ケアマネジャーから同様の希望の確認連絡があること
 - (4) 担当ケアマネジャーと通所系サービス事業所の協議の結果、必要と判断された場合にのみ、電話による安否確認及び療養環境確認を行うこと
- ⑤ 【通所】③・④について、担当ケアマネジャーへ報告する。
- ⑥ 【CM】利用者及び家族へ、電話による安否確認及び療養環境確認の希望を再度確認する。
- ⑦ 【CM】【通所】①～⑥について、居宅介護支援事業所及び通所系サービス事業所の双方で支援経過記録に残す。
- ⑧ 【通所】事業所でのサービス提供に替えて電話による安否確認及び療養環境確認を実施する。

※ 安否確認＝健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度他、安否確認に必要な項目についての聴き取りと記録。

※ 療養環境確認＝健康状態、居宅の療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度他、療養環境確認に必要な項目についての聴き取りと記録。